



第7章

計画の推進



第7章 計画の推進

1 計画の進行管理

本計画に基づいて行われる事業が、目的どおりの成果を上げているかどうかを確認し、その結果を基に計画をより実効性のあるものにしていくために、本計画施策の体系の基本目標8に「計画の進行管理の徹底」を入れることで、事業の進行を客観的に管理（評価）できる具体的な計画値を設定し目標に対する進行管理や評価を適正に行います。

2 保険者機能強化に向けた交付金に係る評価指標の活用

平成29年度の法改正によって保険者が地域の課題を分析して自立支援、重度化防止に取り組むことが制度化されました。平成30年度から高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組みの推進に向けた「保険者機能強化推進交付金」が創設され、令和2年度には保険者による介護予防および重度化防止に関する取組みのさらなる推進を図るために、新たな予防・健康づくりに資する取組みに重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。これらの交付金を活用して、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた必要な取組みを進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組みの一層の強化を図ります。

3 市役所組織および関係行政機関等との連携体制の強化

関係者や市民に計画の趣旨や内容の周知を図り、保健・医療・福祉の関係機関や地域団体との連携の強化、協力体制づくりを推進します。また、関係各課の連携に努めるとともに、地域包括支援センター運営協議会等の各協議会や委員会との連携を強化し、計画の着実な実施に努めます。

4 サービス提供事業者等の取組み

各種サービスの需要を把握し、必要なサービスの提供に努め、市内介護サービス提供事業者との連携をより強化し、提供されるサービスの質の向上に努めます。また、県と協力して、市民等へ事業者のサービス内容等をわかりやすく情報提供し、利用者がサービス提供事業者を適切に選択できるよう努めます。



5 市民一人一人の取組みによる地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、行政や民間事業者が提供する保健福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民による支え合いや助け合い等の地域福祉活動の充実が必要です。民生委員や地域福祉の推進役である社会福祉協議会の活動を促進するとともに、ボランティア・NPO等市民の自主的な活動組織を支援し、地域福祉の推進に努めます。